

ダーウィンタイムズは、弁護士法人 ダーウィン法律事務所が発行している事務所報です。是非ご覧ください。



2020年11月 オフィスにて

あけましておめでとうございます。新規弁護士  
加入のお知らせをいたします。本年もどうぞよ  
ろしくお願いいたします。



初春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

当事務所は、皆様のお引き立てを賜りまして、2019年に設立して以降、徐々に陣容を充実させており、2021年からは益田樹弁護士が加入することとなりました。また、弁護士の増員に伴い、本年2月には新たに執務スペース及び会議室も拡張いたします。

まだまだ小規模の事務所ではありますが、異なる専門性を有する弁護士が集まっておりますので、幅広い問題に対応させていただくことが可能です。

新型コロナウイルスの蔓延によって経済活動の落ち込みが目立った2020年。未曾有の年を乗り越えられた皆様が、新たなスタートを切る2021年とできるように、迅速かつ丁寧にお力添えをさせていただきますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

荒川香遥 岡本裕明 益田樹 野俣智裕  
※上記写真順





## 弁護士益田樹

## 新進気鋭の益田樹弁護士が加入いたします！



“ますだたつき”と申します。福岡県出身です。

私は、大学在学時から現在までに、宅地建物取引士、行政書士及び2級ファイナンシャルプランニング技能士の資格を取得してまいりました。ですから、不動産に関する御相談につきましては、弁護士としての視点だけでなく、多角的な観点から対応させていただきます。

また、今般の情勢は、急速に進む法改正や社会様式の変化などに伴い、大きな変革の時期にあります。このような時期だからこそ、時代の変化に適応し、皆様と共に不安や心配などを乗り越え、皆様が更に前進するためのお手伝いをさせていただきたいと強く感じております。まだまだ駆出しの身ではありますが、皆様に尽力していく所存ですので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

## 経歴

- 2015年 立命館大学 卒業
- 2017年 慶應義塾大学法科大学院 修了
- 2019年 司法試験合格（仙台修習）
- 2021年 弁護士登録（東京弁護士会）  
当事務所に加入

## 弁護士岡本裕明

## 改正高齢者雇用確保安定法の要点（70歳定年法への対応について）



労務相談が増えており、持続可能な企業運営に注力中!!

## 1. 改正の内容

高齢者雇用確保安定法は、会社に対して、従業員が65歳になるまで雇用を継続することを義務付ける内容のものでした。今回は、この65歳という年齢を、70歳まで引き上げる改正がなされています。当面の間は、65歳から70歳までの従業員に対する扱いは努力義務とされていますが、会社としてどのような対策をしているのかに関する報告義務も定められており、無視できるものではありません。

## 2. 高齢の従業員への対応

会社に求められる高齢の従業員への対応の内容について、今回の法改正によって、社会貢献活動等（有償のものに限る）に従事させる方法等が追加され、会社の選択肢が増えていきます。しかしながら、基本的には、従前と同じ、①定年の引上げ、②再雇用等、③定年の定め廃止の方法によることになろうかと思えます。

## 3. 注意点（有期雇用への転嫁）

いずれの方法を取るのかについては、様々な考慮要素を検討した上で判断する必要がありますので、是非ご相談いただければと思いますが、多くの会社は、再雇用の形で対応しているようです。

再雇用をする際には、有期の雇用契約とすることが多いです。この場合、労働局に対する申請をしなければ、無期転換ルールが適用され、有期契約が無期契約に転換してしまいかねません。特に70歳まで雇用を続けるとなった場合の影響は甚大ですから注意が必要です。

## TOPICS

“当事務所ウェブサイト  
不動産法務特設サイトを  
開設いたしました”



当事務所は、不動産法務に関して力を入れており、これまでも多くの御相談をいただいております。そこで、不動産に関する法的な情報の発信と共に、不動産法務に関する問題解決の一助となれる特設サイトを開設いたします。不動産に関するお悩み事がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

“『6つのケースでわかる！  
弁護士のための後遺障害の実務』  
（共著・学陽書房）の発刊”



交通事故は一般の方にも身近な出来事ですが、後遺障害が絡む事案は専門性が高く、経験のない弁護士では対応が困難です。

弊所では、死亡事案や重度後遺障害が問題となる事案も多く取り扱っており、これらの経験を活かして、**弁護士野俣智裕**が、後遺障害に関する書籍を共同で執筆いたしました。

## 見抜きコラム「ダーウィンの真価論」

昨年は「鬼滅の刃」が大流行した1年になりました。社会現象にもなった作品ですが、「鬼」と「鬼殺隊」が対立するというシンプルな設定の物語で、斬新な内容という訳ではありません。

当事務所は、時代の変化への適応を謳っておりますが、既に解決方法が確立しているような分野においても、丁寧・迅速な弁護活動を心がけております。そのような御依頼に対する結果を積み上げた結果として今の事務所の形があります。どのような御依頼も全集中で臨み、我が国の法柱となる所存です。

「頑張れ！ダーウィン！頑張れ！」

## ご相談・お問い合わせ

ご相談・お問い合わせは、表紙下部記載の電話、ホームページのフォーム、ラインからお気軽にご連絡ください。